

## はじめに

本書は、外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）に関して、外国子会社配当益金不算入制度の創設に伴う平成 21 年度改正、制度創設以来の抜本改正となった平成 22 年度改正及びその一部手直しが行われた平成 23 年度改正を踏まえて、解説を行うものです。

本制度は、昭和 53 年の創設以来、幾度かの改正を経て現在に至っているわけですが、平成 21 年度改正によって外国子会社配当益金不算入制度が創設されたことに伴う改正により、その性格に変化が生じ、平成 22 年度改正によって、その仕組みが大きく変わるとともに、その性格も更に大きく変化することとなりました。

平成 21 年度改正による本制度の性格の変化に関しては、既に『最新国際的二重課税排除の制度と実務—外国税額控除制度・外国子会社配当益金不算入制度—』（法令出版 平成 21 年 9 月 28 日）においても触れたところですが、本書の第 1 部第 2 章 2 において述べたとおり、同改正によって、本制度が租税回避対策であるのか否かということが明確ではなくなり、本制度が大きな曲がり角に差し掛かることになったと考えられます。

また、平成 22 年度改正は、本制度に、諸外国と同様の資産性所得の合算を行う仕組みを導入するものであり、制度創設以来の大きな制度改革と言ってもよいものです。

さらに、平成 22 年度改正の手直しが平成 23 年度改正によって行われるというように、連年改正が行われたことにより、両年度の改正の適用関係が複雑になり、実務においては、特にこの数年間は、経過措置に十分な注意が必要となっています。

このような事情から、本書においては、本制度が置かれている状況をよく理解した上で実務や勉強等を行うことができるようにするという観点に立って、各部の構成と内容を工夫させて頂きました。

本書の第1部においては、本制度の変遷を述べるとともに、あるべき姿についてコメントを行っています。

第2部においては、本制度に類似する諸外国の制度について、概要を述べています。

第3部においては、本制度の仕組み、申告書の記載例等、平成22年度・23年度改正の経過措置の詳細を説明しています。この第3部の各章は、いずれも実務に有益な示唆を与えてくれるものとなっていると考えます。

最後の第4部においては、本制度に係る法令・通達の構造を示しています。この第4部は、本制度の全体像を知る上で有益であると考えます。

我が国の企業の海外進出が増加の一途を辿る中で、本制度がますます重要な制度となってくることは、間違ひありません。

本書が、このような本制度に関する実務に携わる皆様方、その勉強を志す皆様方、その税務調査・審理事務を行う国税職員の皆様方などの日々の実務や勉強等に僅かなりともお役に立つようであれば、幸いです。

なお、当研究所の本書を含むシリーズにおいては、表紙に、障害のあるアーティスト達が描いた絵を使わせて頂くこととしておりますが、本書においては、納税者の側から見た「安息の地」(haven) のイメージに合う「鳥と植物」(作者：松澤弥香氏) を使わせて頂くこととしております。

最後になりましたが、本書の執筆に尽力して頂いた今井正輝主任研究員、藤川武主任研究員、郭曙光主任研究員、池田祐介主任研究員に、ここで改めて感謝の意を表するとともに、本書の出版にご尽力を頂いた法令出版の皆様方に、改めて御礼を申し上げます。

平成 23 年 12 月

著者を代表して  
日本税制研究所 代表理事  
税理士 朝長英樹